

# キャビネットラック設置基準（その4）通信装置から発生する電磁妨害波要求条件

## （1）NTT通信建物内装置に対する要求条件

NTTでは、通信装置等に影響を与えないようにするため、通信装置から発生する妨害波に関して、その許容値および測定方法等の必要条件を定めた「通信装置から発生する妨害波に関するテクニカルリクワイヤメント」（以下、TRとする）を発行しています。

他事業者様は、NTT通信建物内へ装置を設置する際は、TRの要求条件を満足するようご対応願います。

【TR掲載場所】「NTT 調達 テクニカルリクワイヤメント」（<http://www.ntt.co.jp/ontime/tr/tr.html>）

「通信装置から発生する妨害波に関するテクニカルリクワイヤメント」（通信センタ内装置に対する要求条件を参照）

（注1）

TRは、VCCIクラスA情報技術装置と同基準であり、VCCIクラスA情報技術装置適合確認届出を行い、VCCI協会より受理証明を受けている装置（以下、VCCI適合装置とする）は、TRの要求条件を満足しています。

（注2）

VCCI適合装置以外（諸外国の規格のみ取得している装置含む）は、相互接続点調査申込時にTRの要求条件を満足していることを証明する試験成績表等を提示いただくことが必要となります。

（注3）

VCCI適合装置以外の装置を調達される際は、必ず上記掲載場所にて最新TRをご確認願います。

## （2）相互接続点調査申込時の留意事項

	VCCI適合装置	VCCI適合装置以外	
		TR要求条件を満足	左記以外
VCCI適合有無の記入	有	無	無
添付資料	装置仕様書(VCCI適合の記入あり)	TR要求条件を満足していることの証明資料	<b>(申込不可)</b>

※添付資料は、相互接続点調査申込時、コロケーション業務支援システムに添付願います。